

# カワサキ会計事務所だより

平成20年10月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期  
国民健康保険 第5期

長崎市ホームページより



## 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例適用期間が平成21年12月31日まで延長されます

そもそも相続時精算課税制度を、ご存じでしょうか？以下に制度の概要を紹介します。

相続時精算課税制度とは、生前贈与について、受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税を控除することにより相続税を精算する制度です。

適用条件としては贈与者が65歳以上の親、受贈者が20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む)であることや、受贈者(子)は贈与を受けた年の翌年3月15日までにその旨の届出を贈与税の申告書に添付することなどがあります。

また本制度を選択してからの贈与額の累計が、非課税枠の2,500万円に達するまで複数年にわたって使用可能ですがこの場合贈与財産の種類や金額・贈与回数には、制限はありません。なお、確定申告をする必要があり、非課税枠を越えた部分は、一律20%で課税・前払いし、実際の相続税の納付時に精算されます。

通常非課税枠は2,500万円ですがこの特例では、自己の居住の用に供する一定の家屋を取得する資金又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金の贈与を受ける場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても適用され、なおかつ非課税枠は3,500万円となっています。

しかしこの特例に関わらず、この制度全般に言えることですが、一度選択すると取り消しができなくなる(贈与税の基礎控除110万円が利用できなくなる)や、いざ相続税の納付の時に納税資金に困ることもあるうといったデメリットもありま

相続時精算課税制度の利用を検討される方がおられれば、是非当事務所までご相談ください。

なお平成21年より相続税の課税方式が『遺産取得課税方式』へと一元化される予定ですので、追ってお知らせする予定です。

＜国民生活金融公庫が日本政策金融公庫(政策公庫)になります＞コクキンとして親しまれていた国民生活金融公庫は10月1日統合され政策公庫となりました。政府出資の金融機関ですが、その設立目的はコクキンの業務を引き継ぎますので、中小企業の支援が含まれています。民間金融機関(銀行等)との棲み分けを行いながら、中小企業への融資を行います。

先日、ある顧問先(NPO法人)で設備投資の必要があり、融資に関する相談を受けました。当事務所では、コクキンからの融資に関して相談・書類作成・交渉等を代行しております。コクキンからの融資は、その特徴として「金利が安い」「固定金利である」ことなどです。今回の融資は、顧問先として初めての融資でしたが、うまく成功しました。設備投資に拘わらず、運転資金も対象となります。当事務所で融資に関する相談を実施していますので、お気軽にご相談ください。なお、事業者に限らず、教育資金(学資ローン)の分野も取り扱っています。